

京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、場内事業者の輸出に関する取組を支援することにより、京都市中央卸売市場第一市場（以下「第一市場」という。）の集荷・販売力の強化を図ることを目的とする。

2 京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 場内事業者

京都市中央卸売市場業務条例（昭和2年10月告示第446号）に定める卸売業者、仲卸業者をいう。

(2) 輸出事業協同組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき、輸出に取り組むために設立された事業協同組合をいう。

(3) 補助事業者

補助事業を行うものをいう。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象は、場内事業者が第一市場で取り扱う生鮮食料品等を輸出するに当たって必要となる経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 輸出事業協同組合入会金（ただし、初回に限る）及び会費

(2) 検疫、通関に要する事務経費、輸出港までの輸送経費

(3) 輸出资材の経費

2 前項の規定にかかわらず、場内事業者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明した場合は、対象にしない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に定める経費の2分の1以内の額で、1補助事業者当たり1年度につき500,000円を超えないものとし、当該年度予算の範囲内において交付する。この場合において、1,000円未満は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によって、補助事業の開始までに、支出内訳明細書（計画）（第2号様式）を添えて行わなければならない。

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(補助金交付決定の通知)

第7条 市長は、条例第10条の規定により交付又は不交付を決定したときは、条例第12条に基づき補助金交付決定通知書(第3号様式)又は補助金不交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(変更等の承認の申請)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助金交付対象経費の変更を行おうとするときは、補助金変更承認申請書(第5号様式)により行うものとする。また、条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助金交付対象経費の20%を超える増減以外のものとする。

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助金中止・廃止承認申請書(第6号様式)により行うものとする。

3 市長は、前2項による申請を承認したときは、補助金変更承認通知書(第7号様式)又は補助金中止・廃止承認通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 条例第18条の規定による実績報告は、補助事業の完了日の翌日から起算して30日目、又は補助事業の完了日が属する年度の末日のいずれか早く到達する日までに、補助金実績報告書(第9号様式)に次の各号に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 支出内訳明細書(実績) (第10号様式)

(2) その他事業実施状況を確認できるもの

- ・補助金交付対象経費の費用が分かる明細書や領収書等の写し
- ・国名、販売先、品目、数量、売上が分かる資料の写し(輸出実績がある場合に限る)

(補助金交付額の決定等)

第10条 市長は、条例第19条の規定により補助金の交付額を決定したときは、補助金交付額決定通知書(第11号様式)により、補助金交付額その他必要な事項を通知するものとする。

2 市長は、条例第19条の決定を行ったときは、補助金を交付するものとする。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年2月22日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金交付申請書

（宛先）京都市長	年 月 日
主たる事務所の所在地	申請者
	電話（ — — ）

京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により補助金の交付を申請します。				
補助金 交付対象	☐ 輸出事業協同組合入会金及び会費 ☐ 検疫、通関に要する事務経費、輸出港までの輸送経費 ☐ 輸出资材の経費			
目的				
輸出事業協同組合 名称				
輸出の概要	国名	販売先	品目	数量
添付書類	支出内訳明細書（計画）（第 2 号様式）			
実施 予定期間	年 月 日～ 年 月 日			
補助金 交付対象経費	円			
補助金 申請額	円			

※補助金申請額は、補助金交付対象経費の 2 分の 1 以内（1, 0 0 0 円未満の端数は切り捨て）、5 0 万円を限度額とする。

第2号様式（第5条関係）

支出内訳明細書（計画）

区 分	補助金 交付対象経費	備 考
1. 輸出事業協同組合に関する経費 (1) 入会金 (2) 会費（ 月～ 月分）	 円 円	 輸送先：
2. 輸出に関する経費 (1) 検疫に要する事務経費 (2) 通関に要する事務経費 (3) 輸出港までの輸送経費	 円 円 円	
3. 輸出资材に関する経費 (1) (2) (3)	 円 円 円	
合計	円	

第3号様式（第7条関係）

京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金交付決定通知書

京都市指令第一市場第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当 中央卸売市場第一市場)

年 月 日付けで申請があった京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金について、京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定しました。

記

交付予定額 金 円

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第4号様式（第7条関係）

京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金不交付決定通知書

京都市指令第一市場第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当 中央卸売市場第一市場)

年 月 日付けで申請があった京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金について、京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付しないことを決定しました。

記

不交付理由

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第 5 号様式（第 8 条関係）

京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金変更承認申請書

（宛先）京都市長	年 月 日
主たる事務所の所在地	申請者
	電話（ — — ）

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知があった京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金について、事業内容を変更したいので、京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。		
変更内容及び理由		
	変更前	変更後
補助金 交付対象経費	円	円
補助金 申請額	円	円
添付書類	支出内訳明細書（計画）（第 2 号様式）	

※補助金申請額は、補助金交付対象経費の 2 分の 1 以内（1, 0 0 0 円未満の端数は切り捨て）、5 0 万円を限度額とする。

第 6 号様式（第 8 条関係）

京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金中止・廃止承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
主たる事務所の所在地	申請者
	電話 (- -)

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定 通知があった京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金について、京都市場 発・輸出チャレンジ支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により事業の ☐ 中止 ☐ 廃止に係る承認を申請します。	
補助金 交付対象	☐ 輸出事業協同組合入会金及び会費 ☐ 検疫、通関に要する事務経費、輸出港までの輸送経費 ☐ 輸出资材の経費
中止又は廃止 の理由	
中止・廃止予定年月日	年 月 日
補助金 交付対象経費	円
補助金 申請額	円

第7号様式（第8条関係）

京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金変更承認通知書

京都市指令第一市場第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当 中央卸売市場第一市場)

年 月 日付けで変更承認申請があった京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金について、京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、承認することを決定しました。

(参考)

1 承認内容

2 変更承認後の交付予定額
金 円

第 8 号様式（第 8 条関係）

京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金中止・廃止承認通知書

京都市指令第一市場第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当 中央卸売市場第一市場)

年 月 日付けで（中止・又は廃止を記載）承認申請があった京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金について、京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により、承認することを決定しました。

（参考）

1 承認内容

2 （中止又は廃止を記載）後の交付予定額
金 円

第 9 号様式（第 9 条関係）

京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金実績報告書

（宛先）京都市長	年 月 日
主たる事務所の所在地	申請者
	電話（ － － ）

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知があった京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金について、事業が完了しましたので、京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により事業の実績を報告します。					
補助金 交付対象	☐ 輸出事業協同組合入会金及び会費 ☐ 検疫、通関に要する事務経費、輸出港までの輸送経費 ☐ 輸出资材の経費				
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
補助金 交付対象経費	円				
補助金 請求額	円				
輸出の概要	国名	販売先	品目	数量	売上
今後の予定					
添付書類	支出内訳明細書（実績）（第 1 0 号様式） 事業実施状況を確認できるもの ・ 補助金交付対象経費の費用が分かる明細書や領収書等の写し ・ 国名、販売先、品目、数量、売上が分かる資料の写し （輸出実績がある場合に限る）				

※補助金請求額は、補助金交付対象経費の 2 分の 1 以内（1, 0 0 0 円未満の端数は切り捨て）、5 0 万円を限度額とする。

第 1 0 号様式（第 9 条関係）

支出内訳明細書（実績）

区 分	補助金 交付対象経費	備 考
1. 輸出事業協同組合に関する経費 (1) 入会金 (2) 会費（ 月～ 月分） 2. 輸出に関する経費 (1) 検疫に要する事務経費 (2) 通関に要する事務経費 (3) 輸出港までの輸送経費 3. 輸出资材に関する経費 (1) (2) (3)	円 円 円 円 円 円 円 円	輸送先：
合計	円	

第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金交付額決定通知書

京都市指令第一市場第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当 中央卸売市場第一市場)

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知を行った京都市場
発・輸出チャレンジ支援事業補助金について、京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金交付要綱第 1
0 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付額を決定しました。

記

補助金交付額 金 円

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。